

石岡市・法第22条区域

旧石岡市の区域

図示範囲

石岡市役所

準防火地域

指定区域:

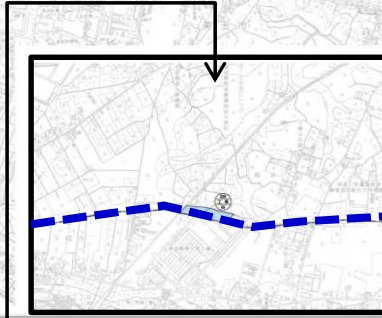
旧石岡市の用途地域指定
のある区域(準防火地域を除く)

指定年月日 昭和61年10月1日

※都市計画図は平成28年1月時点のものです。
用途地域は都市計画図掲載ページで確認いただく
とともに市町村窓口へお問い合わせください。

新用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	建築物の用途制限
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域に適合する建築物のみ
第二種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域に適合する建築物のみ
第一種中層住居専用地域	第一種中層住居専用地域に適合する建築物のみ
第二種中層住居専用地域	第一種中層住居専用地域に適合する建築物のみ
第一種住居地域	第一種住居地域に適合する建築物のみ
第二種住居地域	第一種住居地域に適合する建築物のみ
第一種市街地地域	第一種市街地地域に適合する建築物のみ
第二種市街地地域	第一種市街地地域に適合する建築物のみ
第一種商業地域	第一種商業地域に適合する建築物のみ
第二種商業地域	第一種商業地域に適合する建築物のみ
第一種工業地域	第一種工業地域に適合する建築物のみ
第二種工業地域	第一種工業地域に適合する建築物のみ
第一種近郊工業地域	第一種近郊工業地域に適合する建築物のみ
第一種緑地地域	第一種緑地地域に適合する建築物のみ
第二種緑地地域	第一種緑地地域に適合する建築物のみ
第一種公園緑地地域	第一種公園緑地地域に適合する建築物のみ
第二種公園緑地地域	第一種公園緑地地域に適合する建築物のみ
第一種遊園地域	第一種遊園地域に適合する建築物のみ
第二種遊園地域	第一種遊園地域に適合する建築物のみ
第一種公共施設地域	第一種公共施設地域に適合する建築物のみ
第二種公共施設地域	第一種公共施設地域に適合する建築物のみ
第一種公共施設緑地地域	第一種公共施設緑地地域に適合する建築物のみ
第二種公共施設緑地地域	第一種公共施設緑地地域に適合する建築物のみ
第一種公共施設公園緑地地域	第一種公共施設公園緑地地域に適合する建築物のみ
第二種公共施設公園緑地地域	第一種公共施設公園緑地地域に適合する建築物のみ
第一種公共施設公園緑地公園地域	第一種公共施設公園緑地公園地域に適合する建築物のみ
第二種公共施設公園緑地公園地域	第一種公共施設公園緑地公園地域に適合する建築物のみ
第一種公共施設公園緑地公園公園地域	第一種公共施設公園緑地公園公園地域に適合する建築物のみ
第二種公共施設公園緑地公園公園地域	第一種公共施設公園緑地公園公園地域に適合する建築物のみ



2026年(令和8年)1月1日現在(平成28年1月時点)の都市計画図に基づき作成した図です。変更がある場合は、変更した図面を参照してください。
※用途地域は都市計画図掲載ページで確認いただくとともに市町村窓口へお問い合わせください。
※図面は、図面作成時点の状況を示すものであり、実際の状況とは異なる場合があります。また、図面は、図面作成時点の状況を示すものであり、実際の状況とは異なる場合があります。